

肥料を生産・販売するには 肥料法^{※1}に基づく手続きが必要です

生産した堆肥やくん炭^{※2}
などを販売したい

※2くん炭には木炭、竹炭等を含む場合があります。



調理くずをボカシ肥料
にして販売したい



薪ストーブの灰を肥料
として販売したい



オリジナルブレンド肥
料を生産・販売したい



肥料を小分けして
販売したい



フリマサイトやネット
ショップで販売したい



！ これらの行為には全て手続きが必要です。

詳しくは裏面へ

※1法律の正式名称は「肥料の品質の確保等に関する法律」です。

肥料法では次のようなものを肥料としています。

植物の栄養となるもの

窒素、りん酸、加里などの成分を含み植物の栄養になるもの

例：化成肥料、堆肥（ボカシ肥料を含む）、家畜ふん、コーヒーかす、米ぬか など



植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすもの

植物の生育に適したpH調整などを目的にするもの

例：消石灰、くん炭、草木の灰、貝殻やその粉末 など



必要な手続きなど

肥料を生産する方



- 肥料の種類に応じて国又は都道府県へ、生産の登録又は届出が必要です。
 - ・堆肥、家畜ふん、くん炭、草木の灰などの生産
⇒都道府県へ届出
 - ・化成肥料などの生産 ⇒ 国又は都道府県へ登録
 - ・オリジナルブレンド肥料の生産
⇒ 国又は都道府県へ登録又は届出
(ブレンドの内容で登録・届出先が変わります。また、認められない組合せもございますので、まずはご相談ください。)
- 販売業務開始の届出を都道府県へ提出してください。
- 適正な肥料表示をする必要があります。また、バーク堆肥などは土壌改良資材の表示も必要となる場合があります。
- 帳簿の備え付けが必要です。また、年間生産・販売数量の報告義務があります。

肥料を仕入れて販売する方



- 都道府県へ販売業務開始の届出が必要です。また、仕入れた肥料を小分け販売する場合は適正な表示をする必要があります。
- 帳簿の備え付けが必要です。

肥料法は、個人・法人を問わず、生産した肥料を**有償・無償を問わず他者に業として譲渡する方**や、肥料を仕入れて販売する方を対象としています。なお、生産した肥料をご自身のみで使用する場合は対象となりません。対象となるか判断に迷う場合はお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ先

福岡県
農林水産部 経営技術支援課
Tel 092-643-3572（直通）

佐賀県
農林水産部 農業経営課
Tel 0952-25-7120（直通）

長崎県
農林部 農業イノベーション推進室
Tel 095-895-2933（直通）

熊本県
農林水産部 農業技術課
Tel 096-333-2381（直通）

大分県
農林水産部 地域農業振興課
Tel 097-506-3661（直通）

宮崎県
農政水産部 農業普及技術課
Tel 0985-26-7134（直通）

鹿児島県
お近くの地域振興局農林水産部
農政普及課へお問合せ下さい。
又は、
農政部 経営技術課
Tel 099-286-2891（直通）

農林水産省 九州農政局
消費・安全部 農産安全管理課
Tel 096-211-8739（直通）

